

<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>	<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例 【条 例】</p> <p style="text-align: center;">○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>	<p style="text-align: center;">警察本部</p> <p style="text-align: center;">総務学事課</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「自動車又は原動機付自転車」を「自動車等」に改め、同表の十二の項中「第

百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法の一部改正により特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行うこととされたことに鑑み、当該講習に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。